

# 岐阜県看護実践研究交流会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は岐阜県看護実践研究交流会と称する。

### 第2条(事務局)

本会の事務局は会計所属機関の岐阜市長良1300-7に置く。

## 第2章 目的および事業

### 第3条(目的)

本会は看護実践に従事する看護職が、主体的に自らの看護実践の改善・研究に取り組む力を高めることと、その体験を共有・交流することで看護の改革と看護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### 第4条(事業)

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 看護実践研究交流集会の開催
- 2) 看護実践研究活動の奨励
- 3) 岐阜県立看護大学の協力支援を得て、研究活動を促進する。

## 第3章 会員

### 第5条(会員の種別)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、岐阜県下の看護実践現場で看護実践研究活動を行う意志のある看護職(養護教諭を含む)個人。  
看護教員は、看護実践現場の看護サービス改善の視点で研究的取り組みを行う場合とする。
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明した看護職(看護行政等)個人。  
岐阜県立看護大学教員は賛助会員とする。

### 第6条(正会員の入会と会費)

本会の正会員となろうとする者は、岐阜県看護実践研究交流会入会申込書を本会事務局に提出し、所定の年会費を納入しなければならない。

会費は年額2,000円とする。

## 第4章 役員

### 第7条(役員の種類)

本会には次の役員を置く。

- 1) 代表1名 副代表1名 書記1名  
会計2名 会計監査2名  
研修支援受付担当1名
- 2) 役員は正会員の中から互選により決定する。
- 3) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第8条(役員の仕事)

- 1) 代表は本会を代表し、事務局責任者として会務を統括する。
- 2) 副代表は代表を補佐し、代表の仕事の遂行に支障が生じた場合、これを代行する。
- 3) 書記は役員会の書記録作成および役員会等会議の案内文書等の発送事務を行う。
- 4) 会計は年会費の出納事務を行う。
- 5) 会計監査は、会費出納の監査を行う。
- 6) 研究支援受付担当は研究支援申込用紙を受け付け後とりまとめて岐阜県立看護大学の「看護研究センター」に提出する。

## 第5章 会議

### 第9条(会議)

本会の運営のために次の会議を開催する。

- 1) 総会 総会は代表が招集し、年1回以上開催する。議長は代表が推薦し総会の承認を得る。  
総会は本会の目的が定める事項の他、次の事項を議決する。  
事業および会計に関する計画と実施報告  
その他役員会が必要と認めた事項

- 2) 役員会 役員会は代表が招集し、議長となる。役員会は本会の事業計画並びにこれに伴う運営について協議し、決定する。

## 第6章 研究支援

### 第10条(正会員の研究支援申込)

正会員は、主体的な看護実践研究活動推進のため、岐阜県立看護大学教員の研究支援を受けることができる。

- 2) 研究支援を受けようとする者は、研究支援申込用紙を研究支援受付担当に提出する。
- 3) 岐阜県立看護大学の看護研究センターは調整を経て、概ね1ヶ月を目途に申込者に連絡通知する。

## 第7章 会則の変更

### 第11条(会則の変更)

本会則を変更しようとするときは、役員会に提案し、議決を得て総会の承認を受ける。

#### 附則

この会則は平成15年2月22日から施行する。

#### 附則

この会則は平成17年8月6日から施行する。

#### 附則

この会則は平成19年9月29日から施行する。

#### 附則

この会則は平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

この会則は平成22年4月1日から施行する。

会の役員は次の会員とする。

代表	小谷美重子	岐阜県立下呂温泉病院 (下呂市幸田1162)
副代表	古田さゆり	岐阜県総合医療センター
書記	中永徳子	岐阜市民病院
会計	栗田祐子	揖斐厚生病院
	馬場尚美	希望が丘学園
会計監査	堀みどり	静風会大垣病院
	古澤雅子	大垣市民病院
研究支援受付担当	野村小夜子	羽島市民病院

## 岐阜県看護実践研究交流会会則 内規

### 1 会計について

- 1) 会計年度は当該年度の4月1日から3月31日とする。
- 2) 総会に会計報告を行う。
- 3) 会費の納入について  
専用の「払込取扱票」を使用して払い込む。  
1人1枚「払込取扱票」を使用する。

### 2 総会の開催について

- 1) 総会の開催日は、原則として、看護実践研究交流集会当日とする。
- 2) 議長等総会運営に必要な事項は、役員会にて決定する。

### 3 看護実践研究交流集会について

- 1) 交流集会の開催は年1回程度とし、会場は岐阜県立看護大学とする。
- 2) 交流集会運営に必要な事項は、役員会にて決定する。

### 入会申込先

専用の「払込取扱票」が入会申込書となっています。  
必要事項を記入し会費2,000円を払い込む。

### 交流会ガイドブック、専用「払込取扱票」の請求先

交流会役員の所属施設の方は各役員に請求する。

- ・岐阜県総合医療センター 古田 さゆり
- ・岐阜市民病院 中永 徳子
- ・希望が丘学園 馬場 尚美
- ・静風会大垣病院 堀 みどり
- ・羽島市民病院 野村 小夜子
- ・大垣市民病院 古澤 雅子
- ・揖斐厚生病院 栗田 祐子
- ・岐阜県立下呂温泉病院 小谷 美重子

岐阜県看護実践研究交流会事務局に請求する。

〒509-2292 下呂市幸田1162

岐阜県立下呂温泉病院 小谷美重子

0576-25-2820

### 研究支援申込先

【岐阜県看護実践研究交流会研究支援受付】

研究支援受付担当所属機関

〒501-6206

羽島市新生町3-246

羽島市民病院内 野村小夜子

058-393-0111

\* 必ず郵送で申し込んでください。

## 岐阜県看護実践研究交流会



岐阜県看護実践研究交流会

# Welcome